島根県私立保育連盟会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、規約第17条第2項の規定に基づき、島根県私立保育連盟の会費について 必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の区分及び金額)

第2条 会費は、加盟園の定員割とし、その金額については次表の通りとする。

	区	分	金額
1	定員 20名ま	で	11,000円
2	定員 21名か	ら 30名まで	13,000円
3	定員 31名か	ら 50名まで	16,000円
4	定員 51名か	ら 60名まで	19,000円
5	定員 61名か	ら 90名まで	21,000円
6	定員 91名か	ら120名まで	23,000円
7	定員121名から150名まで		26,000円
8	定員151名以	Ŀ	28,000円

(会費の状況調査)

第3条 会長は、毎年度4月1日現在における加盟園の状況について、別紙様式により調査する。

(会費の請求及び納入)

- 第4条 会費の請求は、第3条による調査に基づき、会長が加盟園に対して行う。
- 2 加盟施設長は、施設にかかわる会費を毎年度6月30日までに、会長の指示により納入しなければならない。

附 則

- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年5月7日一部改正し、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年6月3日一部改正し、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、一部改正し令和3年4月1日から施行する。

但し、名称変更については令和4年4月1日から適用とする。

(令和2年第2回理事会承認)